

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第13号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の2 検査の項中 「(7) 薬剤感受性検査 „ 830 を」

(7) 遺伝子検査	„	1,500
(8) 薬剤感受性検査	„	830

に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に、

「(12)」を「(13)」に、「(13)」を「(14)」に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に、「(17)」を「(18)」に、「(18)」を「(19)」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

園芸畜産課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準に関する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準に関する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項の規定により条例で定める移動等円滑化（同法第2条第2号に規定する移動等円滑化をいう。以下同じ。）のために必要な新設特定道路（県道のうち同法第10条第1項に規定する新設特定道路をいう。）の構造に関する基準は、次に掲げる事項について、高齢者、障害者等の身体の負担の軽減に資するものとなることを考慮して規則で定める。

- (1) 歩道及び自転車歩行者道
- (2) 立体横断施設
- (3) 乗合自動車停留所
- (4) 自動車駐車場
- (5) 前各号に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な施設等

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

道路管理課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の3」に改める。

第1条中「及び」を「、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。第4条の3において「移動等円滑化法」という。）及び」に改める。

第2章中第4条の次に次の2条を加える。

（配置及び規模の基準）

第4条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県の区域内の都市公園（国及び他の地方公共団体が設置するものを含む。第3号において同じ。）の県民1人当たりの敷地面積が10平方メートル以上となるようにすること。

(2) 広域の利用に供するものとして配置し、及び規模を定めること。

(3) 県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して配置し、及び規模を定めること。

(4) 容易に利用することができるよう配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう規模を定めること。

（公園施設の基準）

第4条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とし、同項ただし書の条例で定める範囲は、運動施設を設ける場合その他の規則で定める場合ごとに規則で定める。

2 移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次に掲げ

る公園施設について、都市公園内における高齢者、障害者等の移動上及び公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資するものとなることを考慮して規則で定める。

- (1) 都市公園の出入口と次号から第6号までに掲げる公園施設（以下この号において「休憩所等」という。）との間の経路及び第3号に掲げる駐車場と休憩所等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- (2) 休憩所
- (3) 駐車場
- (4) 便所
- (5) 管理事務所

(6) その他規則で定める公園施設

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野県都市公園条例第4条の2第2号の規定は、この条例の施行の日前に設置した都市公園については、適用しない。

都市計画課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の74の4の項を同表の74の5の項とし、同表の74の3の項を同表の74の4の項とし、同表の74の2の項の次に次のように加える。
74の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分	単位	金額
法第17条第3項又は第18条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画又はその変更の認定の申請（当該申請に併せて法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合のものに限る。）に対する審査	1 件	68の項の(1)のアからウまで及び(4)に定める区分に応じ、それぞれ同項の(1)のアからウまで及び(4)に定める額

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

建築指導課

水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項（これらの規定を法第31条において準用する場合を含む。）の規定により、技術者による監督が必要な布設工事並びに当該技術者及び水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(技術者による監督が必要な布設工事及び当該技術者の資格)

第2条 法第12条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項の水道の布設工事とする。

2 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学その他の長野県公営企業の管理者（以下「管理者」という。）が定める学校において、当該学校の区分に応じ管理者が定める課程（当該大学にあっては、学科を含む。）を修めて卒業した後、管理者が定める期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が定める期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認めること。

(水道技術管理者の資格)

第3条 法第19条第3項（法第31条において準用する場合を含む。）の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第2項各号に規定する者であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、前条第2項第1号の学校において、当該学校の区分に応じ管理者が定める学科を修めて卒業した後、管理者が定める期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が定める期間以上水道に

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (4) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認め
る者であること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

企 業 局

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第18号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	戸草発電所	伊那市	2,500
	大鹿第2発電所	下伊那郡大鹿村	5,000
	小渋第3発電所	下伊那郡松川町	550

を

大鹿第2発電所	下伊那郡大鹿村	5,000
小渋第3発電所	下伊那郡松川町	550
高遠発電所	伊那市	180
奥裾花第2発電所	長野市	980

に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

企 業 局

長野県食と農業農村振興の県民条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第19号

長野県食と農業農村振興の県民条例の一部を改正する
条例

長野県食と農業農村振興の県民条例（平成18年長野県条例第25号）
の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「20人」を「15人」に改め、同条第2項ただし書
を削り、同項第3号中「3人」を「1人」に改め、同項第5号中
「4人」を「2人」に改め、同項第7号中「2人」を「1人」に改
め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定による委員の任命は、同項第1号に掲げる者につい
ては、次に掲げる区域ごとに行うものとする。

- (1) 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び
小県郡
- (2) 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪
郡、上伊那郡及び下伊那郡
- (3) 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曽郡、東筑摩郡及び
北安曇郡
- (4) 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井
郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

附 則

この条例は、平成25年7月11日から施行する。

調 査 課

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第20号

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正す
る条例

（長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例
第2号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第2号中「財団法人長野県教職員互助組合」を「一
般財団法人長野県教職員互助組合」に改める。

附則に次の2項を加える。

（昇給日を変更して行う昇給の特例）

- 10 第11条第1項に規定する人事委員会が定める日（以下この項
において「昇給日」という。）を変更して最初に行う学校職員
の昇給は、当該変更前の直近の昇給日から当該変更して最初の

昇給日の前日までの間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、その他当該学校職員の昇給の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

11 平成25年4月1日において29歳に満たない学校職員のうち、平成21年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した学校職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める学校職員を除く。）その他当該学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める学校職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(平成18年長野県条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「切替日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、切替日」に、「差額に相当する額」を「差額」に、「額」を「額」から当該差額の2分の1の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円を超えるときは、7,500円とする。）を減じた額に相当する額」に改める。

附則第16項を附則第17項とし、附則第13項から附則第15項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第12項中「前3項」を「附則第9項から前項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

10 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、前項に規定する学校職員であって、同項に規定する差額が次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を超えることとなるものには、給料月額のほか、当該超える額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31までの間 15,000円
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31までの間 22,500円
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31までの間 30,000円
- (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31までの間 37,500円
- (5) 平成30年4月1日から平成31年3月31までの間 45,000円

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

義務教育課

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第21号

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
(平成11年長野県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるのは、長野市が処理することとする。

(1) 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理

(2) 政令第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第2項の規定による指示

(3) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第1項の規定による通知の受理

(4) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第2項の規定による通知

(5) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第3項の規定による協議

(6) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第4項の規定による勧告

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第22号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「986人」を「989人」に、「1,020人」を「1,023人」に、「1,049人」を「1,052人」に、「3,876人」を「3,885人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第23号

長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例

第30号)の一部を次のように改正する。

第30条の2第2号中「財団法人長野県警察職員互助会」を「一般財団法人長野県警察職員互助会」に改める。

附則に次の2項を加える。

(昇給日を変更して行う昇給の特例)

23 第8条第1項に規定する人事委員会が定める日(以下この項において「昇給日」という。)を変更して最初に行う警察職員の昇給は、当該変更前の直近の昇給日から当該変更して最初の昇給日の前日までの間ににおけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、その他当該警察職員の昇給の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

24 平成25年4月1日において29歳に満たない警察職員のうち、平成21年1月1日において第8条第1項の規定により昇給した警察職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める警察職員を除く。)その他当該警察職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める警察職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けすこととなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(平成18年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「切替日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、切替日」に、「差額に相当する額」を「差額」に、「額」を「額」から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が

7,500円を超えるときは、7,500円とする。)を減じた額に相当する額に改める。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「前3項」を「附則第9項から前項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

10 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、前項に規定する警察職員であって、同項に規定する差額が次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を超えることとなるものには、給料月額のほか、当該超える額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 15,000円
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 22,500円
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 30,000円
- (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 37,500円
- (5) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間 45,000円

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第24号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「同項第11号」を「同項第12号」に、「同項第12号」を「同項第13号」に改める。

別表第1の1中「がない」を「(以下「未認定遊技機」という。)がない」に、

16,000円
27,000円

を^{15,000円}

25,000円

に、「に

認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「に未認定遊技機」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円」を「2,800円」に、「遊技機以外の遊技機に」を「未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあつては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40

円(特定未認定遊技機に)に、「2,700円」を「8,000円」に、

15,000円
27,000円

を^{14,000円}

24,000円

に改め、同1の備考の1中

「9,300円」を「8,600円」に改め、同備考の2中「7,400円」を「6,800円」に改め、同表の2中

2,700円
2,720円
31,700円
8,200円
24,700円
8,200円
5,900円
59,700円
14,700円
30,700円
10,800円
30,700円
10,800円
24,700円
3,680円

を

2,200円
4,340円
35,000円
16,300円
29,000円
16,300円
14,400円
59,000円
23,000円
35,000円
19,000円
35,000円
19,000円
29,000円
12,600円

に改め、同2の備考中「同時に」を「同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」に、「それぞれこ

の表」を「この表の(1)の場合にあつては0円とし、同表の(2)の場合にあつては40円とし、同表の(3)の場合にあつてはそれぞれ同表

6,300円
18,000円
1,530,000円
296,000円
1,141,000円
296,000円
174,000円
1,816,000円
399,000円
1,193,000円
349,000円
1,192,000円
348,000円

を

に改め、同表の4中

の(3)の右欄」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表の3中

32,300円	43,300円
8,100円	23,100円
25,300円	36,300円
8,100円	23,000円
5,700円	21,000円
62,300円	68,300円
15,300円	30,300円
31,300円	42,300円
10,800円	26,300円
31,300円	42,300円
10,800円	26,300円
25,300円	36,300円
3,300円	19,100円

を

に改め、同4の備考中「同時に」を「同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型

1,524,200円
290,200円
1,135,200円
290,200円
168,200円
1,810,200円
393,200円
1,187,200円
343,200円
1,186,200円
342,200円

1,442,000円
445,000円
1,135,000円
445,000円
345,000円
1,628,000円
486,000円
1,155,000円
489,000円
1,154,000円
488,000円

を

に改め、同表の6中

式に属する」に、「2,300円」を「14,300円」に改め、同表の5中

「に認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「に未認定遊技機」に、「3,400円」を「2,400円」に、「3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機」に、「20円（型式検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「40円（特定未認定遊技機」に、「2,700円」を「8,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

生活環境課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第25号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第36条第2項の規定により条例で定める移動等円滑

化（同法第2条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な信号機、道路標識及び道路標示に関する基準は、これらが高齢者、障害者等の移動上の安全性の向上に資するものとなることを考慮して公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

交通規制課